

有効期間満了日 令和10年3月31日
熊生企第158号
令和6年3月1日

高齢者の自宅電話に犯罪グループから電話が架かることを阻止するための方策の強力な推進について（通達）

見出しのことについては、「高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策の強力な推進について（通達）」（令和5年4月21日付け熊生企第367号。以下「旧通達」という。）に基づき、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）による70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストを無償化するなどの取組に関し、各種警察活動を通じて周知するとともに、その利用に向けた具体的な支援を推進しているところである。

また、「電話で『お金』詐欺」に悪用される国際電話番号が急増していることを受け、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対しては、「国際電話不取扱受付センター」（以下「受付センター」という。）の周知及び国際電話利用契約の利用休止の申込み促進に向けた取組も推進しているところである。

県内における令和5年の「電話で『お金』詐欺」を手口別に見ると、犯人側からの最初の接触手段の大半が固定電話となるオレオレ詐欺、還付金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗の認知件数、被害額はいずれも前年よりも減少しており、見出しの方策を推進してきたことによる一定の成果がうかがえる。

しかし、全体で見れば総認知件数は前年よりも増加し、また、依然として固定電話を欺罔手段とする手口が半分以上を占める情勢にある。

各所属にあっては、下記の点にも留意しつつ、引き続き見出しの方策を強力に推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 犯人からの電話を直接受けないための対策の推進

(1) 国際電話番号からの着信を受けないための対策

令和5年7月以降、全国で国際電話番号の犯行利用が急増しているところ、国際電話番号については、受付センターに国際電話利用契約の利用休止の申込みを行えば、固定電話・ひかり電話を対象に国際電話番号からの発着信を休止できることから、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対しては、受付センターの連絡先等を周知するとともに、申込みが行われるよう促すこと。

巡回連絡、各種会合、高齢者をはじめとした幅広い世代への交通安全教育等のあらゆる機会を通じて、高齢者世帯を中心に封筒（作成型）の作成を含めた申込支援等の取組を強化すること。

(2) 発信者番号表示サービス等の普及等に向けた対策

高齢者の自宅電話に架かる犯罪グループからの電話を遮断するため、番号非通知の電話を着信拒否することなどが有効であることから、NTTによる70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストを無償化する取組について、引き続き、その周知及び利用に向けた支援を推進すること。

なお、各種活動を推進するに当たっては、「電話で『お金』詐欺」対策の広報啓発用ポスター等の効果的な活用について（通知）」（令和6年2月8日付け熊生企第86号）を踏まえ、広報啓発用チラシを効果的に活用し、申込みに向けた具体的支援を行うこと。

2 防犯機能の高い機器の設置の促進

上記1に加え、留守番電話設定の普及、自動通話録音、警告音声、迷惑電話番号からの着信拒否等の機能を有する機器の設置を促進すること。

3 「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員との連携

熊本県警察においては、令和6年度の新規事業として、民間事業者に業務委託し、「固定電話に防犯機能を付加するサービス・機器」の説明、紹介、設定、設置等を行う「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員（2名）の運用を開始する予定であることから、同支援員と連携した対応を推進されたい。

なお、「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員の詳細については、別途通知する。